

覚 書

株式会社と（以下「甲」という）と北関東産官学研究会登録顧問団（以下「乙」という）は、甲（ に関する研究）に対する技術の相談や共同研究の打合せ（以下「本業務」という）にかかわる秘密の保持につき、次のとおり覚え書きを締結するものとする。

（ 目 的 ）

第1条 甲及び乙は、甲乙間の打合せの内容が相互の信頼に基づくものであることを認識し、本覚え書きに定める下記の条項により誠意をもって履行し、甲乙間の秘密保持に努めると共に公正な取引関係を維持することを目的とする。

（情報の開示）

第2条 本覚書の秘密情報とは、本業務の遂行にあたり甲及び乙が相手方に開示した情報であって、開示にあたり「秘密」としたものを言う。また、この秘密情報が有形物（書類その他）である場合は、「秘」「複写禁止」等の明示を行うものとし、こうとうで開示された秘密情報については、開示後開示者によって書面化するものである。但し、下記の各号のひとつに該当する場合は、秘密情報に含まれないものとする。

開示したとき、既に公知であったもの。

開示後、甲または乙の責任に基づかない事由により公知されたもの。

開示したとき、開示された側が既に保有していたもの。

該当する秘密事項に接することなく、開示した側が独自に研究開発して得たもの及び第三者から秘密保持の義務を負うことなく、開示された側が適法に入手したもの。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、相手側から開示された秘密情報を、相手側の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本業務以外の目的には使用しないものとする。

（工業所有権）

第4条 乙は甲との本業務遂行の過程で発明・考案・意匠の創作等を生じた場合は、速やかに甲に通知し、その取り扱いを甲乙間で協議して決めるものとする。

（協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ解決するものである。

（契約期間）

第6条 本覚書の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

本覚書の成立を証するため、覚書は2通作成し、甲・乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所
会社名
氏 名 印

乙 北関東産官学研究会登録顧問団
大学 学部
氏名 印